第17回 議会のあり方調査特別委員会 会議日程

日時 平成27年9月1日 (火) 午後1時30分

場所 第1委員会室

調査事項

- 1 これまでの検討結果について
- 2 今後の検討事項について
- 3 その他
 - (1) その他
 - (2) 次回委員会開催日について

【第17回参考資料】

1 第2回中間報告以降の検討結果

(1) 委員会の開催状況

開催回	開催日	主な検討内容		
第 11 回	平成26年 9 月29日	○これまでの調査結果の総括○今後の調査スケジュール		
第 12 回	平成26年10月9日	○市民モニター○災害時における議会の対応		
第 13 回	平成26年10月24日	○委員会中継○市民モニター		
第 14 回	平成26年11月7日	○委員会中継 ○市民モニター		
第 15 回	平成26年11月19日	○委員会中継○市民モニター		
第 16 回	平成26年12月18日	○委員会中継○市民モニター		

2 委員会での検討結果

① 委員会中継

平成27年度からユーストリームを利用して実施する。

※ 平成27年9月議会から実施

② 市民モニター

実施要綱をもとに検討した。

〇 第1条(設置)

要綱案どおり

〇 第2条(定義)

要綱案どおり(非公開の会議については実施後検討)

〇 第3条(職務)

要綱案どおり

- 〇 第4条(定員及び任期)・第6条(募集方法)
 - ・任期1年、公募委員は10人とする。
 - ・推薦委員は、資料に記載されている団体の人数を検討しながら、 最終的な人数を決定する。

当面、15団体とし、各団体から2名ずつ推薦してもらう。



〇 第5条(要件)

要綱案どおり

〇 第7条(選考)

企画広聴部会が行うという意見と議会運営委員会が行うという 意見があった。



〇 第8条(委嘱及び解嘱)

要綱案どおり

〇 第9条(提出された意見、提言)

意見の割振りは、議運で受けて各委員会に振り分ける。

〇 第10条(謝礼)

他市の状況を調査し、協議することとした。



③ 災害時における議会の対応

他市の例を参考に議論した。



○枚方市議会における災害発生時対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枚方市において地震等の災害が発生したときに、枚方市議会が枚方市災害対策本部(以下「対策本部」という。)と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 前条でいう「災害」とは、対策本部の設置に該当する災害をいう。

(連絡会議の設置)

- 第3条 枚方市議会議長(以下「議長」という。)は、地震等の災害により対策本部が設置された場合において、これに協力するため必要と認めるときは、枚方市議会内に枚方市議会災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置することができる。ただし、議長に事故があるときは、副議長がこれを設置することができる。
- 2 連絡会議は、枚方市庁舎内「枚方市議会事務局」に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは、対策本部と協議し、議長が別に定める。
- 3 議長または副議長は、各派代表者及び対策本部に対し、連絡会議の設置を報告する。

(連絡会議の構成)

- 第4条 連絡会議は、議長、副議長、各派代表者をもって構成する。
- 2 議長は、連絡会議を代表し、その事務を総括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 各会派代表者は、議長の命を受け連絡会議の事務に従事する。

(連絡会議の任務)

- 第5条 連絡会議は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 議員の安否の確認を行うこと。
 - (2) 対策本部から災害情報を収集し、各議員に情報提供を行うこと。
 - (3) 各議員からの災害情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
 - (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

- 第6条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡体制を確立すること。
 - (2) 連絡会議より情報の提供を受けること。

- (3) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (4) 各地域において、被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(市議会事務局の対応)

- 第7条 市議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事務局長は、対策本部の会議等において得た情報を、連絡会議へ提供する。
 - (2) 事務局職員は、連絡会議の業務に従事する。

(参集及び活動時の服装)

第8条 各議員は、連絡会議への参集または地域での活動時において、原則として安全帽(ヘルメット)または帽子、「枚方市議会」と明記された服装等を着用し参集する。

(記録)

第9条 連絡会議は、可能な限り記録を作成する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

市民モニター比較表

	四日市	北海道栗山町	大分県佐伯市	埼玉県戸田市	静岡県富士市	北名古屋市
定数	50人程度	10人以内	一般20人 団体30人以内	15人	一般5人 団体4人	若干名
対 象	18歳以上	18歳以上	20歳以上	18歳以上		18歳以上
	市民と大学生	町民	1年以上在住	市内在住・在勤・在学		市内在住・在勤・在学
募集方法	団体推薦	団体推薦	団体代表	公募	団体推薦	公募
	公募	公募	公募		公募	
任 期	1年	2年	2年	1年	2年	1年
報酬	無報酬 交通費·記念品	無報酬 交通費	予算の範囲内	無報酬図書カード		